

平成23年9月21日

## 交通安全対策特別交付金の交付決定（平成23年度9月期）

総務省は、平成23年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月21日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

35,395百万円

2 現金交付

平成23年9月29日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 山谷補佐

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成23年度交通安全対策特別交付金  
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	874	795
2 青森	240	119
3 岩手	263	132
4 宮城	288	315
5 秋田	212	105
6 山形	250	125
7 福島	420	208
8 茨城	521	261
9 栃木	370	185
10 群馬	507	255
11 埼玉	1,097	733
12 千葉	832	550
13 東京	1,902	951
14 神奈川	880	1,217
15 新潟	338	321
16 富山	208	104
17 石川	218	109
18 福井	146	73
19 山梨	179	89
20 長野	427	211
21 岐阜	390	195
22 静岡	671	705
23 愛知	1,191	1,016
24 三重	338	170
25 滋賀	246	123
26 京都	309	384
27 大阪	1,158	1,150
28 兵庫	892	701
29 奈良	222	110
30 和歌山	194	97
31 鳥取	96	47
32 島根	130	64
33 岡山	339	351
34 広島	403	400
35 山口	254	127
36 徳島	163	81
37 香川	266	133
38 愛媛	269	134
39 高知	139	67
40 福岡	821	919
41 佐賀	221	111
42 長崎	243	121
43 熊本	353	177
44 大分	235	118
45 宮崎	300	150
46 鹿児島	373	186
47 沖縄	213	105
合計	20,600	14,795

\* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

# 交通安全対策特別交付金制度の概要

## 1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

## 2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

## 3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
  - ・ 道路標識
  - ・ 横断歩道橋
  - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
  - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

## 4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

## 5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

## 6 交付時期

年2回(9月及び3月)

## 7 交付総額算定までのフローチャート

